

大栄みらい学園

いじめ防止基本方針

成田市立大栄みらい学園

成田市立大栄みらい学園「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒等の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係のある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

（注1）「児童生徒等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（注2）「いじめられた児童生徒等の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒等の気持ちを重視することである。

（注3）「一定の人的関係にある他の児童生徒等」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒等が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒等と何らかの人間関係にある者を指す。

（注4）「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものであることや、身体的な苦痛の他、金品のたかり、物品の隠匿、インターネットやSNSなどを通じて行われるものを意味する。

- ※ いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童生徒等の心情を重視して取り組むこと。
- ※ いじめは、被害児童生徒等と加害児童生徒等だけの問題ではなく、「周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在であることを認識させること。
- ※ いじめは、児童生徒等同士だけの問題ではなく、教職員の児童生徒観や言動が大きな影響力をもつことを十分に認識し、「教職員の言動で児童生徒等を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。」
- ※ いじめには、「様々な態様が挙げられる。」外見的には「けんか」のように見えることでも、よく状況を確認すること。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過したりすることのないよう、いじめられた児童生徒等の立場に立って対応すること。

【例】 [冷やかし], [からかい], [悪口], [脅し], [仲間はずれ], [集団による無視, パソコンや携帯電話等での誹謗中傷], [金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊], [軽く（ひどく）ぶつかる・蹴る・叩く], [嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする] 等

2 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(1) いじめの禁止

児童生徒は誰に対しても絶対にいじめを行ってはいけない。

(2) 方針

「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という姿勢を貫き、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関することについて、児童生徒たちの理解を深めていく。

3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。

4 いじめ防止等の対策のための施策

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 名称

「いじめ対策委員会」

イ 役割

学校全体でいじめ等の情報を共有し、指導目標、指導方針、方法を決定し、いじめ等の事象があった場合は対応する。

ウ 組織の構成

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導主任、学年生徒指導担当、学年主任
養護教諭、SC、教育相談員

エ 活動内容

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査分析・教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること
- ③いじめられている児童生徒の立場に立って指導援助
- ④いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する児童生徒理解を深める

オ 開催回数及び開催日（緊急開催を含む）

毎週 1 回（水曜日の 5 時間目）、生徒指導会議を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

（2） いじめの未然防止

ア 未然防止に資する取組

- ①道徳教育や体験活動の充実をはかり、心の通う対人交流能力の育成を図る。
- ②教職員の教育相談等の研修を行い力量を高めていく。
- ③定期的に「学校生活アンケート」や「いじめアンケート」を実施し、実態調査を行う。

イ いじめ防止等の啓発活動命を大切にするキャンペーンや人権週間、授業などでその都度取り上げ、防止に努める。

ウ その他

- ①いじめていた児童生徒への二次的ないじめが起きないように指導する。
- ②管理職等への連絡・報告・相談、管理職による確認を徹底する。

（3） いじめの早期発見

ア 定期的な調査と教育相談

学期に 1 回定期的な教育相談、臨時の相談を行うとともに、児童生徒たちからの情報収集、生活ノートや日記（担任提出用）の点検など、情報収集の工夫をし、早期発見に努める。

イ 相談体制と相談窓口

生徒指導主事、生徒指導主任、養護教諭、SC、教育相談員、セクハラ防止担当が中心となり、相談体制を築き、学校便り、学年便りなどで相談窓口を広報していく。

ウ 教職員の資質向上

教職員に対し、「成田市基本方針」を周知させるとともに、「成田市いじめ対応マニュアル」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な研修を計画的に行う。

エ インターネット等を通して行われるいじめ対策

- ①専門家を外部から招き、児童生徒・保護者を対象とした情報モラル講座等を開催し、インターネット社会の仕組み、特性などの啓発を行い、いじめ防止に役立てる。
- ②千葉県環境部県民生活課から毎月通知される「ネットパトロール」の結果と情報等を学校便り等で周知し、保護者への啓発を行い、連携を図る。

オ その他

- ①職員からの情報収集、保護者への電話等での問合せ（家庭生活の変化の有無）
- ②担任を中心に関係教職員による情報交換の実施

5 いじめを認知した場合の対応

（1） 報告連絡体制

いじめ発見者等 → 担任・学年職員 → 生徒指導主事 → 教頭・副校長・校長

いじめ対策委員会を召集・実施



(2) 事実確認と報告

- ①いじめられている児童生徒の氏名（年組）
- ②いじめている児童生徒の氏名（年組）…複数の場合は全員
- ③いじめの状況（日時、場所、人数、いじめの態様や集団の構造等）
- ④いじめの動機や背景（状況から推測される場合も含む）
- ⑤いじめられている児童生徒といじめている児童生徒の言動や特徴
- ⑥保護者や教職員が有する情報
- ⑦周囲の児童生徒の状況等

(3) いじめ被害者及び保護者への対応

- ①いじめ被害者の話を親身に聞き、「絶対に守る」という姿勢で対応し、安心して過ごせる環境作りをしていくために今後の対応について本人と相談しながら決めていく。
- ②保護者に家庭訪問によりいじめの概要を説明し、学校の誠意を示す。
- ③解決に向けた学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。

(4) いじめ加害者及び保護者への対応

- ①いじめ加害者には、いじめた事実を正確に把握した上で、いじめの事実を認めさせ、いじめは絶対に許されるべきことではないという姿勢で指導し、今後の関係修復の援助をする。
- ②保護者に学校に来てもらい、事実を正確に伝え、今後の学校の対応について説明し理解・協力を求める。

(5) 傍観者への指導

集会や学級指導等で、いじめの不当性を指摘し、いじめを止めたり、教師に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。

(6) その他

いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の基準

生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や、また相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合等、状況を十分に把握した上でいじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

(2) 発生の調査報告

ア 調査組織の招集

重大事案が発生した旨を、成田市教育委員会に速やかに報告し、協議の上、当該事実に対処する組織を設置する。

イ 事実関係を明確にするための調査と報告

アで設置された組織を中心に事実関係を明確にするための調査を実施し、必要に応じて適宜、関係機関等に連絡・報告する。また、児童生徒等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ウ 保護者等への情報提供

上記調査結果については、いじめをうけた児童生徒・保護者に対し、事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察等と連携をしてこれに対処するものとし、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

イ 再発防止

- ①いじめられていた児童生徒及びいじめていた児童生徒の継続的観察を行う。
- ②被害者、加害者双方の家庭への観察の継続と様子が変化した場合等に学校へ連絡をしてもらうよう依頼する。
- ③上記の対応を進めたにもかかわらず、執拗ないいじめを繰り返すなど学校の指導の限界を超える場合には、教育委員会との相談を踏まえて、出席停止の措置を検討する。

7 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

「大栄みらい学園いじめ防止基本方針」は年度当初に児童生徒・保護者・関係機関に学校便り、ホームページなどで公表をする。

(2) 学校評価等

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの未然防止、早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行うものとする。

(3) 基本方針の見直し

基本方針については、必要に応じて適宜改正し、よりよいものを作る。

令和3年4月1日 策定
令和4年4月1日 改訂
令和5年4月1日 改訂